

審査実施要領

1. 選考方法

選考は、まず一次審査で書類審査を実施。その後、二次審査のプレゼンテーション審査を行い合計得点の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者とする。

2. 一次審査（配点 600 点）

審査は浅口市ホームページリニューアル業務審査会（以下「審査会」）及び同審査会事務局（以下「事務局」）において以下のとおり書類審査を行う。

2.1 基準点（150 点）

- ・対象：【別紙1】CMS 機能要件一覧表
- ・評価方法

(1) 提案 CMS の対応状況を事務局が採点する。

- ・「推奨」の項目に○：該当 1 項目につき、加点
- ・「推奨」の項目に△：該当 1 項目につき、加点
- ・「必須」の項目に×：該当 1 項目につき、減点

2.2 提案評価点（350 点）

- ・対象：企画提案書
- ・評価方法

企画提案書の各項目を事務局が評価・採点し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

2.3 価格点 構築費用（50 点）

- ・対象：【任意の様式】費用見積書（構築費用）
- ・評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は 50 点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = 50 点 × (最低見積価格※1 ÷ 見積価格※2)」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

【別紙3】 審査実施要領

2.4 価格点 保守費用 (50 点)

・対象：【任意の様式】費用見積書（保守費用）

・評価方法

(1) 費用見積書を事務局が採点する。

(2) 採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は 50 点となり、その他の者は計算結果に応じた得点（小数点以下四捨五入）とする。

「価格点 = 50 点 × (最低見積価格※1 ÷ 見積価格※2)」

※1：全提案者中最も低い見積価格

※2：当該提案者の見積価格

3. 二次審査 (配点 400 点)

3.1 プレゼンテーション評価点 (400 点)

・対象：プレゼンテーション及び質疑応答

・評価方法

審査会において、各審査員がプレゼンテーションの各項目を審査・評価し、その平均点（小数点以下四捨五入）を得点とする。

4. 二次審査 (プレゼンテーション) の内容

(1) 日時：令和 5 年 6 月 1 日 (木曜日) (時間については別途連絡)

(2) 場所：浅口市役所 (別途連絡)

(3) 出席者：1 提案者 3 名以内 (プロジェクトリーダーは必ず出席すること)

(4) 実施時間：1 提案者 60 分以内 (プレゼンテーション 45 分、質疑応答 15 分)

(5) プレゼンテーションの内容

ア 提出した企画提案書のアピールポイントや企画提案書で表現しきれないイメージなどについて説明すること。企画提案書と異なる内容の説明は認めない。

イ CMS の特徴的な機能について、デモンストレーションを行うこと。特に、以下の項目について必ず説明すること。

・テンプレートを利用したページ作成の基本的な操作方法

・公開申請、承認フローの運用方法

・各課が作成したコンテンツの管理方法、人事異動や組織改正時の組織情報の管理方法

・その他、特にアピールしたい独自機能の操作方法とアピールポイント

(6) プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションの順番は、企画提案書を提出した順とする。

(7) その他

【別紙3】 審査実施要領

スクリーン及びHDMIケーブルは市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。

5. 優先交渉権者決定に関する特記事項

5.1 提案者が1者の場合の取り扱い

一次・二次審査の合計点が600点以上となった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

5.2 一次・二次審査の合計点が同点の場合の取り扱い

- (1) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が異なる場合、その得点が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (2) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」が同じ場合、「提案評価点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (3) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」及び「提案評価点」が同じ場合、「基準点」が高い者から順に優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。
- (4) 当該提案者それぞれの「プレゼンテーション評価点」「提案評価点」「基準点」が同じ場合、くじ引きにより、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。